

行政手続のオンライン化及び押印の見直しについて

1 行政手続及び押印等の全庁調査

(1) 調査目的

国では、行政手続きのオンライン化の推進をはじめとした行政のデジタル化に向けた動きを加速しています。本市においては、これまでも電子申請システムの活用によるオンライン化に取り組んできましたが、より一層の推進による市民の皆様の利便性向上に向けて、押印を含む行政手続の実態を把握するために全庁調査を実施しました。

(2) 調査結果

<調査概要>

対象手続 : 市民が本市に提出等を行う様式がある手続（全区局対象）

調査内容 : 押印・署名の有無、紙添付書類の有無、オンライン化の状況、手数料の有無 等

調査期間 : 令和2年8月28日 ～ 令和2年9月30日

<調査結果>

ア 行政手続の状況

年間件数	手続数		年間件数計		オンライン化済	
	①	割合		割合	②	割合 ②÷①
1,000件以上	728	6.8%	19,664,197	97.3%	129	17.7%
100件以上～1,000件未満	1,417	13.2%	451,500	2.2%	86	6.1%
100件未満	7,624	71.0%	95,519	0.5%	111	1.5%
不明等	976	9.1%	-	-	52	5.3%
合計	10,745	100%	20,211,216	100%	378	3.5%

※今後数値は変動する可能性があります。

イ 押印の状況

区分	手続数	【参考】様式の根拠	
		国の法令等	市の規則、要綱等
押印あり	6,684	894	5,790
押印なし	4,061		
合計	10,745		

※一部確認中の手続は押印なしに含めています。今後数値は変動する可能性があります。

2 今後の取組

押印の見直し及び行政手続のオンライン化は、市民・事業者の皆様に影響を及ぼすため、広報など周知を十分に行い窓口などで混乱を生じさせないことに配慮しながら、実施していきます。

(1) 申請書等への押印の見直し

ア 見直しの方向性

市民・事業者の皆様が横浜市に提出する書類（申請書、届出書など）のうち、本市の裁量により押印に関する規定を改正できるものについて、原則として押印を廃止します。これは、行政手続きのオンライン化にもつながる取組でもあり、早期実現を目指します。

なお、国の法令等の定めにより押印を求めているものについては、当該法令等の見直しに合わせて本市における取り扱いを変更します。

イ 実施方法

庁内での確認作業を行い、実施時期を決定します。

(2) 行政手続のオンライン化

ア 取組の方向性

法令で対面を義務付けている手続など、オンライン化が困難な手続を除き、早期実現を目指します。

特に総受付件数の約 97%を占める年間 1,000 件以上を受け付けている 728 手続について、重点的にオンライン化を進めます。

イ 実施方法

(ア) 12 月に示される予定の国の方針を踏まえて、本市における方針を定めます。

(イ) 各手続所管課（約 700 課）は、オンライン化の検討を行い、計画を策定します。

(ウ) 計画に基づき準備の整った手続から順次オンライン化します。